

給水施設工事の一部を請負又は委託に付した場合に おける給水施設工事費の算出方法について

(制定 昭和 38 年 4 月 17 日局長決)
(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

大阪市工業用水道事業給水条例（昭和 34 年大阪市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき同条第 2 項に規定する費用の算出について次のとおり定め、昭和 38 年 5 月 1 日以降に申込みの工事から実施する。

記

給水施設工事の一部を請負又は委託に付した場合においては、条例第 13 条第 1 項の規定に基づいて算出した工事の費用に、次に掲げる費用の合計額を加算する。

ただし、間接経費については、局長が必要と認めるときは、その額を減免することができる。

- 1 直接経費 請負又は委託に要した費用に相当する額
- 2 間接経費 請負又は委託に要した費用の 10 分の 1 に相当する額

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。